

(一社)生命保険協会からのお知らせ

～生命保険のご契約者様へ～

この度の豪雨により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

生命保険会社では、被災されたご加入者等の方々には、お申し出があれば、以下の特別取扱いを実施いたします。

1. 保険料のお払い込みを猶予する期間を延長（最長6か月間）いたします。
2. 保険金・給付金および契約者貸付等のお支払いに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いをいたします。

詳細につきましては、ご加入されている生命保険会社にお問い合わせください。

◆ご契約が分からなくなってしまった皆様へ

家屋等の流出等により生命保険に関する手掛かりがない方のために、生命保険協会に加盟する全ての生命保険会社(42社)に対し、ご契約の有無に関する調査を依頼する災害地域生保契約照会センターを運営しています。加入している生命保険会社が不明な場合は同センターまでご連絡ください。全ての生命保険会社におけるご契約の有無をお調べすることができます。

- 災害地域生保契約照会センター専用フリーダイヤル:0120-001-731
(月～金 9:00～17:00)
- 生命保険に関する一般相談は「生命保険協会 生命保険相談所」(0120-226-026)にお問い合わせください(月～金 9:00～17:00)

◆保険金等の請求に際しては、地方自治体から交付される罹災証明書の提出は原則不要です。